

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度第1回上尾市障害福祉施策推進委員会
開 催 日 時	令和8年7月23日（木）午後2時00分～午後4時00分
開 催 場 所	あげお富士住建ホール（上尾市文化センター）304 会議室
議長(委員長)氏名	相川章子 埼玉県立大学 保健医療福祉学部
出席者(委員)氏名	高橋好治 社会福祉法人 あらぐさ福祉会 強矢清美 社会福祉法人 上尾あゆみ会 平井浩美 社会福祉法人 あげお福祉会 山口達子 特定非営利活動法人 ピュア・スマイル 土井孝次 特定非営利活動法人 上尾市身体障害者福祉会 井上禮子 上尾市手をつなぐ親の会 高橋勉 上尾市聴覚障害者協会 佐藤順恒 上尾市医師会 佐藤公保 上尾商工会議所 松本五一 上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 本城文夫 上尾市ボランティア連絡会 白石直己 上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター 池田将寛 上尾市社会福祉協議会 中江亮太 埼玉県鴻巣保健所 庵奥健志 大宮公共職業安定所 植村美幸 上尾特別支援学校
欠席者(委員)氏名	大野奈美 特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ 久保田孝子 障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会
事務局(庶務担当)	上尾市健康福祉部 田中部長、松木次長 障害福祉課 木村課長、関端主幹、辰巳副主幹、 上村副主幹、和田主任、岩崎主任 地域計画（株）小野

	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 障害者手帳所持者数等の推移について (2) 上尾市障害者支援計画の進捗状況について (3) 第8期上尾市障害福祉計画・第4期上尾市障害児福祉計画（骨子案）について (4) 市民団体からの要望事項について	
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会 議 資 料	会議次第 資料1 委員名簿 資料2 障害福祉施策推進委員会の概要 資料3 障害者手帳所持者数等の推移・障害福祉サービス等利用実績 資料4 基本指針改正概要等 資料5 次期計画骨子案 資料6 市民団体からの要望事項について 資料7 委員会開催スケジュール 席次表 第8期上尾市障害福祉計画・第4期上尾市障害児福祉計画について（諮問）	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和8年8月19日 署名人 _____ 署名人 _____ 相川 章子		

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<開会> <委嘱状交付> <委員長あいさつ> <議事> (1) 障害者手帳所持者数等の推移について 相川委員長 それでは、(1) 障害者手帳所持者数の推移についてに入ります。障害者手帳所持者数等の推移についてということで、資料を参考にしながら事務局よりご説明をお願いいたします。 事務局 (資料2、資料3 (手帳所持者数) について、事務局説明) 相川委員長 どうもありがとうございます。そうしましたら、ただいまのご説明、また資料について、ご意見やご質問等がございましたら挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。 特によろしいですか。実態ということで、全国的な状況とほぼ、上尾市が特別に何か特徴があるという状況ではないのかなと思われませんが、よろしいでしょうか。 どうもありがとうございます。そうしましたら、議事の1番目はこれで一旦終わりにします。 (2) 上尾市障害者支援計画の進捗状況について 相川委員長 議事の2番目に移りたいと思います。上尾市市障害者支援計画の進捗状況についてということで、引き続き、事務局からご説明をお願いいたします。 事務局 (資料3 (サービス利用実績) について、事務局説明) 相川委員長 どうもありがとうございます。今のご説明について、ご質問やご意見等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。 私から1ついいでしょうか。6ページ、④相談支援の地域移行支援・地域定着支援の精神障害者の方が書いてありますが、実績がゼロということで、地域移行支援は1ということですがけれども、実際に地域移行支援・地域定着支援を必要としている、1年以上長期入院をされている上尾市民がどのくらいいらっしゃるのかということは、どこかで把握されているものなのでしょうか。 事務局 ご質問は地域移行支援を希望されている方の人数ですか。

相川委員長	希望というよりも対象になる方、いわゆる長期入院されている方々がどのくらいいらっしゃるかということ、上尾市がどのくらい把握できる状況なのかということをお聞きしたいなと思いました。
事務局	入院中の患者さんについて、各医療機関からどれくらい対象者がいるという報告を受けられる体制になっておりませんので、上尾市内で実際に利用想定対象者がどれくらいいるかという人数の把握はできない状況です。
相川委員長	承知しました。恐らくこんな人数ではないはずですよ。たくさんいらっしゃる中で、2人とか1人ということになっているということかなと思います。以上です。 井上委員、お願いします。
井上委員	私は、6ページの居住系サービスのところでお聞きしたいんですけども、2番で共同生活援助（グループホーム）が令和7年度より増えて、令和8年度は339。何かいい手を打つ方法を市として考えているかどうかを聞かせていただきたいと思います。 というのは、3番に出ております施設入所支援が今はなくなってきていると思うのです。国も入所施設は建てないと。国が建てないと言え、県もお金を出さない、市もお金を出さないから、なかなかやっていけないと思うのですけれども、これからどんどんグループホームの子どもたち、私たちから見れば子どもたちなのですが、そこに住んでいる人たちの人数は増えてくると思うのです。何かいい手を打っていかなければ、親も年を取る、子どもも年を取るということでどんどん増えてきて、どうしたらいいのかなと一番関心があります。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。事務局よりご説明、ご回答いただけると思うのですけれども。
事務局	井上委員のご指摘のとおり、現状、国の方針といたしましては、入所施設ではなく地域移行ということで、グループホームへの入所を選択せざるを得ない障害者の方がいらっしゃるかと思います。 上尾市内の現状といたしましては、市内に70か所近くのグループホームが設置されているという状況で、特に現状は総量規制もございませんので、現時点ではグループホームの認可は下りているというような状況かと思います。 ただ、本来、入所施設を希望するような重度の障害がある方を受け入れられるような施設は、市内でも現状は少ない状況でございます。ここにつきましては、事業所の体制ですとか様々な要因を今後検討する必要がありますのかなと考えております。以上です。
井上委員	ぜひ進めてもらわなければと思います。ありがとうございました。
相川委員長	ありがとうございます。恐らく担い手というか、マンパワーの問題な

	のかもしれませんが、皆さんで盛り上げていかなければいけないのかなと思いました。他にはいかがでしょうか。 高橋委員、お願いいたします。
高橋（勉）委員	上尾市聴覚障害者協会の高橋です。ちょっとよくわからない部分があったんですが、障害者の支援相談員、私は聞こえないほうの団体で、その他に肢体不自由の方とか、障害者別の相談員の数がどこに掲載されているのかお聞きしたいと思います。 合わない質問でしょうか。身体障害者相談員、この資料には特に相談員の数に掲載されていないようなのですが、いかがでしょうか。
相川委員長	ありがとうございます。身体障害者だけではなく、障害者相談員は配置されているかと思いますが、この計画等には掲載されないものですかというご質問です。確かに今まではなかったように思いますが、いかがでしょうか。掲載してもよろしいものなのかとか、そういうことも。
事務局	今、確認しておりますので、お待ちください。
相川委員長	多分、ここに掲載されているものは障害者総合支援法内のサービスの実態ということもあって、それ以外の様々なものは、その他のものも含めて、数字的には上がっていないのかなと思いますが、それではよろしくをお願いします。
事務局	今、委員長からおっしゃっていただいたとおり、今回の報告に関しましては、障害者総合支援法ですとか児童福祉法に基づくサービスに関する実績報告ということでさせていただいておりますが、高橋委員からご質問のあった身体障害者あるいは知的障害者の相談員に関する取組については、こちらの計画書の98ページに身体・知的障害者相談員の設置ということで、身体障害者及び知的障害者からの相談に対し、必要な助言を行いますということで、計画書自体には推進すべき取組として掲載しております。 ただし、こちらの委員会で毎年度の報告はしていないのですけれども、必要な取組として推進はしているところでございます。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。高橋委員、いかがでしょうか。人数というお話。
高橋（勉）委員	やはり、私としては相談員の人数とかも知りたいなと思っていました。だから掲載していただければと思った次第です。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。ご意見を承るということでよろしいでしょうか。私は、精神障害者の相談員が配置されていないということも改めて思いましたので、それについてもご質問させてもらってよろしいでしょうか。
事務局	相談員さんの人数の報告につきましては、検討させていただきたいと

	思います。現状の人数につきましては、委員の皆様には改めて後日ご報告させていただきたいと思います。
相川委員長	どうもありがとうございます。 白石委員、お願いいたします。
白石委員	今のお話に関連して、6ページの④相談支援、1の計画相談支援の人数があるのですが、この資料自体がそもそも恐らく利用された数とか、障害者の方が何人利用したかということで全て掲載されていて、事業者側の数ではないという確認と、この計画相談支援をセルフではなくて、事業者さんに計画を書いてもらった人の数ということでしょうか。ちょっと確認です。人数は出ているのですけれども。
相川委員長	ありがとうございます。セルフプランも入っているのかどうかということですね。よろしくお願いいたします。
事務局	まず、こちらの数字につきましては、あくまで利用があった数字、つまり計画相談支援事業所をご利用された方のことになりますので、セルフプランは含まれておりません。 あと、ちょっと複雑な細かい説明があるのですが、この単位のところ、「人」と書いてあるのですが、この人の解釈の仕方なのですが、ページをめくっていただいて、4ページの上のほうに、この計画における単位についてという説明がございます。こちらは上尾市独自のものでなくて、どの市町村でもこのような表現をしているかと思うのですけれども、④に「人」とありますが、こちらは平均的な1か月間においての利用実人数ということなので、今回、計画相談支援でいいますと274とありますが、これが実人数と一致するということではなくて、1か月間の平均という形です。通年を通して、令和7年度1年間のうち、1か月にどのくらいの利用があったかということの平均を出した数字が274という数字でございます。以上です。
相川委員長	よろしいですか。ありがとうございました。 平井委員、お願いします。
平井委員	すみません、続きになってしまうのですが、セルフプランでサービスを利用されている方がどのくらいいらっしゃるかということは、市で把握されていますか。
相川委員長	こちら難しいような質問ですけれども、事務局よりお願いいたします。
事務局	直近データで、障害者については40.7%、児童が70.7%でございます。
相川委員長	お聞きいただいてありがとうございます。なるほどと思いました。他にはいかがでしょうか。大丈夫そうですか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、議事の2番目を終えさせていただきます。

	(3) 第8期上尾市障害福祉計画・第4期上尾市障害児福祉計画(骨子案)について
相川委員長	議事の3番目に入りたいと思います。第8期上尾市障害福祉計画及び第4期上尾市障害児福祉計画(骨子案)についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	(資料4、資料5について、事務局説明)
相川委員長	どうもありがとうございます。骨子について、今ご説明をいただいたということで、今後、私たちが策定するに当たって意見を申し上げる骨子について、ご意見、ご質問等ございましたら挙手していただければと思います。 先ほどの高橋(勉)委員の障害者相談員の数については、第3章で含んでいただくのがいいのか、どこに入れたらいいのかという案は何かありますでしょうかというか、入れていただくといいなと私も思っているのですが、いかがでしょうか。
事務局	先ほどもご説明をしましたが、ちょっと検討させていただきたいと思います。こちらの計画書にも掲載があると申し上げましたが、こちらは別の項目に入っていますので、次回お示しする素案ですね、次の計画に掲載するかどうかも含めて、掲載方法につきましては一度検討させていただきたいと思います。
相川委員長	わかりました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
佐藤(順)委員	すみません、的外れなことになるかもしれませんが、先ほどの高橋(勉)さんの質問に絡めてですが、当事者の方たちの現状がどうだということなのですよ。やはりそれに対して市側でどれだけの対応ができているのか、支援員の数とか。どこでも人手が足りない、予算が足りない、市は大変だと。 いろいろな事案があると思うのですがけれども、急にサービスが中止されたけれども、これはいろいろな事情があつてみたいなのがよくあつて、そういう意味では行政と市民との意思の疎通をよくするためにも、例えばどういうところでどういうものが足りないのかみたいなのがわかるような数字を出していただけると。例えば財政状況はどこまで出せるのか、難しいのかもしれませんが、困っていることが市民の方にも分かるような形で。大体、人手不足だという話になってしまうので、そんなことがわかるような数字を出していただけるとよいのではないかと、感想ですけれども、ご検討ください。
相川委員長	どうもありがとうございます。今のことはご意見として受け止めるということでよろしいですか。ありがとうございます。 現状と課題みたいなものをどこかに入れられるといいのかもしれないですね。第1章の前になるのでしょうか。どうなのでしょう。 他にいかがでしょうか。骨子について意見を言うのはなかなか難しい

事務局	ですね。 この骨子についてどうのこうのということは、本当に難しいと思います。実は、この概要と骨子も含めてなんですが、ちょうど埼玉県の詳細な説明を行う研修会議が、ちょうどたまたま本日に当たってしまって、実情は後で県に資料を請求して対応するという状況になっていますので、次回の委員会のときには、ある程度まとまったものをお出しできると思っておりますので、よろしくお願いいたします。
相川委員長	そうでしたか、どうもありがとうございます。とのこと。 今の佐藤委員のお話じゃないですが、埼玉県の特徴も踏まえたものが埼玉県から来るのだと思いますが、その中で上尾市の特徴というか、現状と課題の特徴みたいなものが最初にわかると、こういうことを捉えながら計画を策定されているのだということが見えるといいなと確かに思います。 すみません、私からの意見になりますけれども、よろしいですか。 では、皆様、次回も含めて、また骨子について議論する機会があると思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事の3番目を終えさせていただきます。 (4) 市民団体からの要望事項について
相川委員長	次に、議事の4番目に移りたいと思います。市民団体からの要望事項についてということで、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(資料6について、事務局説明)
相川委員長	どうもありがとうございます。市民団体からの要望事項についてということで、18歳の壁というお話、放課後等デイサービスを利用できなくなった18歳以上の方々のご家族とご本人ということで、今ご説明があったような現状で、制度上の問題ももちろんあるかもしれませんが、マンパワー不足という問題が大きいという現状をご説明いただいたと思っております。 ちょっと質問なのですが、これと今回の計画に関しては、どのような位置づけになるのかということだけ、ちょっと補足していただいてもよろしいですか。
事務局	このタイミングで議題としてご提案したものなのですが、現状としては、今ご説明した要望事項に関して、特に次期計画に落とし込みたいという趣旨ではないのです。 ただ、また少し説明をさせていただきますが、今回の委員会で一定の結論を出していただきたいというのではなく、冒頭でも申し上げましたとおり、それぞれのお立場からご意見を頂戴しまして、今後、市として取り組むべき課題などを検討する上での参考にさせていただきたいということでございます。 その中で可能性としては、当然次期計画に盛り込める内容が入ってく

	る可能性もございますが、現状ではそのような趣旨ということではなく、また別の軸でご意見をいただければと考えています。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。とのことでございますので、まずは現状を日々大変だなど思っている方々にご意見をいただければと思っておりますので、お一人ずつよろしいですか。 植村委員、お願いします。
植村委員	市民団体からの要望事項についての内容は、本校に通っていらっしゃるお子様方の保護者の皆さんの関心事項として非常に高い内容でして、本校で進路の話し合いですとか、今後についての保護者さん同士の話し合いの場を設けるとときには、必ず話題に上がってくる事項かなと思っています。 18歳の壁になって、卒業の皆さんはどういう生活をしていらっしゃるのかということにこのご質問がいつもあり、障害福祉課にお問合せくださいとお返ししていたので、この事項が検討していただけることは本当にありがたいことではないかと思います。 1点、最後に今後の検討事項として、他自治体への調査の実施があるのですが、生活介護と日中一時支援は、当市では利用を認めていない。他市でこちらの利用が認められているところがあるのか否かということとは、現状ではどのくらいの把握があるものなのでしょうか。
相川委員長	ありがとうございます。事務局より回答というか、把握していなければいけないでもいいと思いますので、わかる範囲でお答えいただければと思います。
事務局	他の自治体では、積極的に使っているかどうかわからないのですが、実態としては同じ日に両方ともご利用されているケースはあるようです。ですので、そういったところもどういう立付けでされているのかですとか、そういったところは今後調査をしていきたいと考えています。
事務局	補足をよろしいですか。そもそも今回、議題に上げさせていただいた理由として、議会の一般質問でも出たのです。いわゆる18歳の壁ということで、皆さん、報道等で認知した方も多いかと思いますが、それに対して市のほうはどう考えるかと。日中一時支援との組合せはできないのかという質問も出ました。 実際のところ、日中一時支援と生活介護の同日利用は規則を改正すれば不可能な話ではないです。それは、ただ規則を変えればいいだけなのです。ただ、市が規則を変えましたと、皆さんお願いしますということでは話にならないと思います。ですから、結局これだけの専門の方がいらっしゃるという中で、生活介護をやっている事業者さんも幾つかあるということで、まず現状を把握させていただいた上で、こちらも動けるということで議題に上げた次第です。
相川委員長	ありがとうございます。ということで、植村委員、よろしいですか。

	ありがとうございます。 高橋（勉）委員、お願いします。
高橋（勉）委員	18歳までの障害児の人数はどのくらいなのでしょう。逆に、18歳以上の人数も掲載されていないのか。その辺が知りたいです。あと、各事業所の数とか、成人の数だとか、そういうことを掲載していただくともう少し理解しやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。
相川委員長	ありがとうございます。そうすると、放課後等デイサービスを利用している17歳の数とか、そういう感じなのか、わからないですけども、どのくらいいらっしゃるのか、もし把握があればと思いますが、先ほどの知的障害のある方たちの数も参考になるのでしょうか。どうでしょうか。事務局からのご回答は可能でしょうか。
事務局	障害者手帳の所持者数になってしまいますが、資料3の2ページ目、3ページ目になります。2ページ目の③に年齢別で身体障害者手帳の所持者数ということで、令和8年4月1日現在は110名。療育手帳の所持者数としては、3ページの（2）の②、18歳未満は639名。精神障害者手帳の所持者数は、（3）の②にございます。18歳未満は117名となっております。 放課後等デイサービスのご利用者が必ずしも手帳を持っていられないというわけではないですが、この辺りの数字が参考になるのかなといったところでございます。
相川委員長	ありがとうございます。高橋（勉）委員、よろしいでしょうか。
高橋（勉）委員	わかりました。
相川委員長	ありがとうございます。 そうしましたら強矢委員、よろしいですか。現状を踏まえたご意見ということで。
強矢委員	通所と知的障害者生活介護上尾あゆみ会では、一応、職員は午前8時半から午後5時15分で、利用者さんは午前9時から午後4時の利用になります。その中で、必要に応じてご希望があれば、朝は午前8時から、夕方午後6時までは、職員が早番だったり遅番だったり支援ができる体制は整えています。現状、希望はございません。 ただ、面談の中だったり、ご利用希望の実習打合せだったりをするときには、保護者の方がお仕事をしているので、送迎だったり利用時間だったりのご質問がありますが、バスは午前9時に到着して、午後4時に出発します。あとは、保護者さんの自主であれば午前9時以降午後4時前であればいつでもオーケーですとお話をしている中で収まっています。 それとは別に、緊急一時とって、通常ではないけれども、保護者がけがをされたとか、突発的ないろいろな状況でお迎えに行けない、またはバスが来てもお迎えに出られないきのために、やはり朝8時から夕

	方の6時まで、お電話をいただければ、その間は職員が事業所できちんとお守りしますということも、制度としては整えています。めったにご利用はありません。たまに、本当に何年かに一度ありますが、ほとんどご利用がないような状況です。 どちらかというと、若い利用者さん、若い保護者の方はお仕事をされている方もおられるので、もっとよく話を聞いていくと実はという希望はあるかもしれないなと思います。 ご家庭によっては、午後4時に事業所から帰った後、ヘルパーさんを入れて、入浴の支援だったりが組まれているので、長く事業所を利用することもない感じはします。 上尾あゆみ会の中でもふじ学園、重度の方の施設におりますので、やはり見守りが必要な方ばかりで、あまり長く事業所を利用したいという方は少ないのかなという感じがします。長く事業所にいると疲れてしまって、翌日はお休みになったりということも考えられるので、長い利用の希望はあまりないような気がします。皆さんもそうですか。
相川委員長	いい感じでバトンを渡していただいてありがとうございます。
山口委員	私はさらに個別性が高いかもしれないです。聴覚障害の方たちばかりですので、現状本当に午後3時半ぐらいには送迎車が出ておりますし、最後に出る車も午後4時には出ています。一言で生活介護といっても、きっと最近は何事もなく幅があるだろうと思うのです。かつては、作業能力のある方たちは、いわゆる就労継続支援B型でという形だったものが、やはり作業能力があるの中身が物すごく広いので、より高収入を取りたい方たちの作業ということと、そこまで要求されてもなかなか難しいけれども、活動としてお仕事、何かの作業に携わって僅かでも収入を得たいという方たちを対象に、事業所も就労継続支援B型で事業をやるのか、生活介護にしてそういう方たちを見ていくのか、その辺の判断が以前よりも多様化しているのかなと思っています。なので、生活介護に通っていますといっても、例えば見守りがないといったときもご自宅にいられないという方たちばかりではないのかなという気もして、そういう中で例えば保護者さんも、今は共働き家庭が非常に増えていることは事実だと思うのですが、本当にどこかの事業所で必ず見守りの下にいてももらわないと安心できないし、自分も仕事ができないという方たちは今後ますます増えてくるので、今盛んにこういうことが問題になっているんだろうなと思います。 ただ、その現状はわかるのですが、私のところで言うと、1つには体力的な問題であったり、あるいは先ほど上尾あゆみ会のほうでもお話の出た夕方ヘルパーさんを入れている、入浴サービスが来るから何時までには家にいないとというようなことだったり、今通っている方はそういう層の方が多いということです。 ところが、このヘルパーさんに夕方入ってもらおうということ自体がもうかなり難しいです。なので、最近の方たちはそこら辺の契約がもうできないです。なので、身体障害なんかもありますと、どうやって入浴を確保するかとか、そういう別の課題もあるので、話が余計複雑になってくるのです。なので、同じ生活介護でも昼間の間にお風呂に入ってきて

	くれるような生活介護がいいということで、そういうところを選んでいきたいという方もあるでしょうし、でもとにかく親は親、自分の人生、仕事は続けたいということで、そのための保障を早くしてもらいたいというお考えも当然あるでしょうし、なので、確かに国の制度で9時間を超えてサービス提供可能となっていますが、加算を取ったからといって、早番・遅番で職員をもし雇えたとしても、その人件費の分をきちんと賄えるのかということはなかなか難しいのと、さらに対象者の個別性もあるので、例えば昼間通っている人数がそのまま全員9時間以上サービス利用希望ですということでもないという、そこら辺のバランスをどう取れるかということは、事業者側としても結構悩ましい計算をしつつ、採算を取れるかということを考えていかなければいけないのかなと思っています。なので、手っ取り早いところで、他の市の事例として生活介護の時間を延長するのではなくて、あくまでも今までと同じ生活介護は生活介護、どうしても利用希望のある方については、別事業を組み合わせるという形で。別事業をやるための職員を何らかの形で配置するというようなことでやる。そのほうが早く手が打てるということはあるのかなという印象をちょっと感じています。 あとは、もうとにかく今は皆さん送迎ありきでお考えなので、うちなんかは全員車椅子ですので、なかなか全員を送迎し切れない部分もあり、保護者さんたちも、自宅の夕方からの日課に応じて少し早めに自分でお迎えに行きますなんていう方もいらっしゃるので、何とか成り立っていますが、今後はだんだんそういうことも減っていくのかなと想像しております。対応がどこまでできるかというのは、本当に悩ましい問題であります。時代の要請なので考えていかなければいけないかなと思っています。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。今の山口委員の別の事業と組み合わせる方が現実的だという話の別の事業は、ここでは日中一時支援が具体的に上がっていますが、それなのか、若しくはそれ以外のものも考えられるかというのは、よろしいですか。
山口委員	多分、上尾市では日中一時支援の同日利用が認められないということで、生活サポート事業であったりとか、そういったもので対応されていたり、あとは、事業所さんによっては行動援護とかを使って組み合わせていらっしゃる場所もあるのかなと。聞いているだけの話なので、ちょっと正確なところはわかりませんが。
相川委員長	ありがとうございます。あと、先ほどの夕方のヘルパー派遣は難しいというのは、もうヘルパーが少ないという現状ということですか。
山口委員	その時間帯に働いていただけるヘルパーさんが圧倒的に少ないのと、あとはやっぱり入浴サービスは、それ自体、できるヘルパーさんが限られてしまうということが現状かと思います。なので、本当にそこは厳しいかなと感じています。
相川委員長	ありがとうございます。そうしましたら、まず関わりのある事業所の

高橋（好）委員	方からいろいろご意見をいただければと思います。 高橋（好）委員、お願いいたします。 知的障害の施設の管理者の高橋です。本当にこの話のところは、学校さんも家族も興味・関心が高いものであると思うのですが、現場としてもこれをどうしていくのという、本当にうちの事業所運営も先ほど話された上尾あゆみ会さんと大体似たような時間運営を行っています。ただ、規模としては物すごく小さいので、職員の数も圧倒的に少ないというところ。送迎もやったり何だりというようなところで、今は本当に非常勤さんがかなりの数うちで働いているんですが、その方たちの年齢は、もう本当に平均すると70歳を超えているんじゃないかというぐらいの年齢層が今の現場を支えているという現状で、本当に現場のほうを長くしないと対応できないというところでは、なかなか厳しいのかなと。 そして、今、若い正職員がいないこともないけれども、若い人たちは若い人たちで労働時間に対する考え方が物すごくはっきりしている。多分皆さんもご存じ、ご経験もあると思うのですが、残業なんてするものならば、かなりな衝撃がこちらにも返ってくるという感じです。 本当に、みんな生活時間は同じなので、みんなが働きたい時間は大体同じで、それ以外の時間を支えるとなると、そこを支えるためには根本的にどうしていったらいいのかということを実際に考えていかないとけないのかなと。 ただでさえ福祉現場は安い賃金でと言われている中で、ここが出てくると、どうしたら採算が取れるのかみたいなところもしっかり考えていかないとできないし、ただ、それに対する人もしっかり確保しないといけないというところでは、本当になかなか難しい問題かなというように考えています。 現状、うちは施設事業所を利用している方が39人いるのですが、39人のうち28人がもうグループホームに入っているんです。グループホームに入っていれば、事業所が普通に午後4時に終われば、そのまま送迎でグループホームに行き、そのまま夜の生活をしてという感じなので、家庭生活とはほぼ切り離して生活できているというところなので、今入所している方、利用されている方に関しては、このお話のところは全く関係ない話という感じになりますが、これからあらぐさ福祉会を利用される方にはどうしてもこういう問題が出てくるので、本当に真摯にいろいろと検討していかないとけないかなと考えています。
相川委員長	ありがとうございます。 白石委員、お願いいたします。
白石委員	幾つかの要素があるなと感じています。基幹に来て、私も精神が母体のあげお福祉会だったので、児童と接する機会はなかったのですが、恐らく今変わってきているのは、小学校1年生から放課後等デイサービスを使い、送迎していただいて、お母さんたちは働いて共稼ぎをすることが当たり前で大きくなっていて、18歳になっている人たちが始めている。 これは、実は伊奈町も同じように議会で18歳の壁の質問が出たと聞いて

ておりますが、これはかなり根本的なところの話で、知的の障害があるお子さんを支えるのは、今まではご家族、お母様が専業主婦であるということが多分暗黙というか、前提としてかなり考えられていた制度設計だったものが、ここ十四、五年で働いているのが当たり前の中になっている。

あと、もう一方で言えば、皆さんもそうかもしれないですが、どの世帯も共働きでないとできていけない状況になっているので、18歳になったから、お母さんたちは仕事を辞めて、パートに変えればいいじゃないかとは言えない世の中に今はなっているという、社会構造の変化もあるので、当面のところ言えば、先ほど山口委員がおっしゃったような組合せだと思いますが、長期的には大人の施策に関しても、多分週40時間の営業時間でない形の制度設計を求めるとかしないと、太刀打ちできないですよ。夜の数時間だけじゃないかと言うけれども、これは毎日ずっとそれを続けて職員が少しだけ残業すればとか、早番・遅番には限度がありますので、ちょっとした加算ではどうしても太刀打ちできないので、報酬そのものを見直さなければいけないというふうにしていかないと。これは、当然、上尾市だけがという話ではないなと思っています。

もう1つ言うと、恐らく民間の企業さんが放課後等デイサービスをやっているので、お母さん方の要求に応じてかなり遅い時間まで預かったりとか、本当にドア・ツー・ドアというふうになるのと、18歳になったらこういうことになるから、鍵っ子じゃないけれども、1人で留守番できるような練習をしましょうねなんてしていく放課後等デイサービスもあつたりしますが、そういうところは少数なので困るということが起こる。だから、ここら辺の事業者さんなんかは、18歳になったら1人で1時間か2時間、留守番できるように、送迎はここまでで、ここから自宅まで100メートルのところを歩いて帰って、鍵を開けて入って、鍵を閉めてエアコンをつけるところまでができる練習をするということを放課後等デイサービスでやっている事業者もあると聞いたことがあるのです。でも、そういうことは必須ではないので、ずっと最後まで面倒を見ているということが当たり前の中で、そういう練習もなく、いきなり18歳で切れてしまうと本当に困っちゃうというのは、それはそうだと思います。だから、その辺はすごく考えなければいけない。

あと、特に放課後等デイサービスとか、児童の計画を書かれている方なんかだと、本当に時代が変わっているので、選べるものがいっぱいあるから、幼稚園と児童発達を併用していたりだとか、学童と放課後等デイサービスを利用していたりだとか、本当に使えるものはいろいろサービスとして使うということで選択して、お母さんたちが少しでも働けて家計を支えられる時間を確保するために、放課後等デイサービスの後に学童クラブだったりとか、そういうことも組み合わせてということは事実あるので、そこをどう考えていくかというのは私も答えがあるわけではないですが、かなり状況が変わってきているのだらうなということと、これからはますます。今は、幼稚園ぐらいのところから、皆さんそのようにされているので、複数のご希望に添って児童発達支援も複数選んでいたりと、プラス幼稚園、だから未就学児で3か所に通っているお子さんがいらっしやったりする。

我々でいっても、3つの職場をしていたらおかしくなってしまう。

	お子さんは、慌ただしくなって落ち着かないけれども、今日はAの園、明日は幼稚園、明後日は児童発達に行くみたいなので、1週間を何とか回しているみたいなお話も聞くので、ちょっとその辺のことも考えながらやらなければいけないなと思いました。
相川委員長	どうもありがとうございます。 そうしましたら、井上委員よりお願いできますでしょうか。
井上委員	今、障害の子どもを見てくださる人たちの意見をたくさん聞かせてもらって、私はもう80幾つになるのですが、私たちが子育てをしていた時代はもっと違うのですね。やっぱり子どもはもう少しきちんと育てていきたい、今ほどお勤めしている親はいないにしても、自分の子どもは自分である程度のところまで育てたいということがありました。私は長いお付き合いをしている養護学校の先生がいらっしゃるのですが、井上さん、時代が変わったよねと言うのですが、高橋（好）さんが言われたように、これからは見てくれる人がいなくなってくるんです。私も五十何年上尾あゆみ会に関わってきましたけれども、養護学校ができるようになった、何ができるようになったということで、18歳までは学校で見てくれて、放課後等デイサービスで見てくれる。では、その後の50年、60年、子どもはどうやって生きるのですか。私たちはそういうことを考えて生きてきた。ちょっと言うともう古いかなと思いますが、そこまでに、やっぱりお風呂に入ったら自分の体は自分でお湯をかけて洗うとか、何かができていかなければ。ご飯を出してもらうのではなくて、ご飯をよそってもらったら台所まで取りにいけるとか、そういうことをしていかなければ。 今、他のところの方からも聞く、上尾あゆみ会のグループホームの方からも聞くのですけれども、お風呂に入りなさいと言ったら、大の男の人がお風呂の中でじっと立っていると言うんです。椅子に座って待つとか立っている。そしたら、そこへ年のいった夜の支援員さんが行っても、自分よりはるかに大きな男の子が何もしないで立っているのを上から下まで洗ってやらなければいけないということを聞くことがあるのです。茶わんは運んでくれても、持って上がるのが……。それは指導員が声をかけてくれてやるのですが、そういうことがやっぱり、これから自分が50年、60年生きていかなければならない中で、親はそこまでに教えなければいけないことがあるのです。そういうことも、養護学校の保護者会とかなんかでこういうことが大事なのですよと教えてほしいと思います。 多分、子どもが18歳くらいになるまでには、お父さんはもう年がたって亡くなりましたということはないと思うのです。ただ、働くためにそうしなければならぬのではなくて、教えてあげて、自分が年がたって亡くなっても、それはできるという。やはり何もかも行政に手伝ってもらう、金を出したら誰かにやってもらえるということではなくて、親としての資格はもっと必要だと私は思います。 ここでは、お金を出してもらっていいと。やってもらおうとして皆さんとお話ししているのですが、そうじゃない。やはり親としては、18歳になって世の中に出すときに、どうしたらいいのだろうということを考

	えて。 お勤めも大事ですが、そういうことも考えて、PTAの中で会合がある中でも、そういうことをお知らせしてもらえれば、18歳までは誰でも見てくれるけれども、その後の50年、60年は自分たちで生きていかなければならない。親もいつまで生きているかわからないですよね。そういうことを教えてもらいたいと思いますし、お母さんたちも、それまでの自分の役目としては、お勤めも大事かもしれないですけども、私はそれが大事だと思うのです。 この子を自立させていくためには、人の手を全部借りてしまうのではなくて、子どもが自立できるように。その合間の足りないところをやってもらえる人、グループホームでやってもらえる人、日中活動でやってもらえる人をお願いするというようなことを。全部行政にこれのあれはありますか、これはありますかというのはちょっと違うかなと私は思っている。子どもを持った親としてそういうふうを感じるのです。 だから、こういうふうに皆さんで話し合いをしてもらって、いいようになっていくということはすごくうれしいことなのですけども、やっぱり親の役割は、学校でもそこまでにいくまでに教えてもらいたいなということもあります。そうしないと、ここでしたら受け入れてくれる上尾あゆみ会、ピュア・スマイルさんとか、あらぐさ福祉会さんとかが受け入れるのが大変だと思うんです。これからは、それこそ支援して下さる人がいないから、余計に大変だと思うのです。 男の子の支援だから、お父さんが出てきてくれますか、男の人が行ってくれますかといっても、そうそう男の方はいない。やっぱり年がいったお母さん、おばあちゃんに近いような支援員さんが出てくると思うのです。それでは、若い子どもに対応していけないという感じを持っています。 学校の先生がいらっしゃるから、学校の役割としてそういうことを。放課後等デイサービスに預けるのではなくて、教える部分は大事にしてほしいと思いまして、ちょっと言わせてもらいました。失礼しました。
相川委員長	ありがとうございます。 植村委員、リフレクトはありますか。
植村委員	上尾特別支援学校の植村です。皆さん、ありがとうございます。また、地域の現状を教えてください、本当にありがたいなと思います。 先ほどの私の質問からは、関心が高いということで、もし本当に多くの保護者さんがご希望されているように聞こえてしまっていたら非常に申し訳ないなと思うのですが、本校の保護者さんの集まりですとか、進路の集いは、小学部1年生の保護者さんから高等部3年生の保護者さんまで、意識のある方をお招きしてということで任意なのですけども、やらせていただいている、小1、小2、小さな学年のお父様、お母様から高等部のお父さん、お母さんに向けて質問をして、こういうふうに乗り越えてきたよですとか、こういう将来の設計を立てているよという話をしていただくものが多いです。 また、そのときには、ゲストとして卒業した保護者の方も呼び出して、こういうふうに制度を使わせていただいているよというお話をしていた

	だくので、私は、本当に関心が高いとお伝えしてしまったのですが、こういったダブルの制度を利用されたいと希望されている方は、24時間の安全管理や見守りが必要な方ですとか、本当に人数としてはごく小さいです。 井上委員がおっしゃるように、本当に保護者の方は日々熱心でして、日々熱心がゆえに、子どもをどの立場で育てるのがいいだろうかということで、学習に向けて療育に通わせてみたいとか、運動がメインの療育に通わせてみたいとか、そうなってくると週7日通ってとか、やはりそういうことがあるのだろうなと思うと、先ほど白石さんからあったように、18歳になったときにご自身の余暇をどうするのかとか、1人で留守番できるようになっているのかということが課題になってくる方も非常に多いのかなと思いますが、本当に学べるうちに、手厚いうちにいろいろ体験させておきたいという保護者様のご希望があるということも1つなのかなと思います。 学校としては、そういった視点も残しつつ、また、こういった場所でもいただいた意見もございますので、そういったことを保護者の方にお返ししつつ、よりよい形を探っていけるような保護者の場をもう一度見直してみたいと思います。 本当に保護者様は日々前向きなのですが、そこは誤解のないようにお伝えしておきたいです。 一方で、我々としては、保護者さんの努力だけでなく、生徒がより…。本当に皆様に温かく受け入れていただいて、本校の卒業生はみんな幸せに暮らしているなど、事業所販売にも来ていただいて思うのですが、心配なご家庭について温かいフォローがあるとありがたいなと思い、使えるのであれば。本当に要相談のごく少数だと思うのですが、質問させていただきました。
相川委員長	ありがとうございます。私からご指名させていただいた以外の方でぜひという方はいらっしゃるでしょうか。
土井委員	土井委員。 やはりいろいろな話を私も耳にするのです。やはり支援員さんの立場に立って物事を進めていいのか、あるいは障害者の人たちの気持ちに立って進めていいのか、私自身も話を聞くたびに何となく嫌な感じを受けます。どちらを取っていいか、私に質問してくるわけです。こうだとか、ああだとか。やはり、それを聞くのは私自身も非常に勉強になります。 今は、年をとってきて辞める人が多いのか、若いうちに辞めてしまうのか、そこがまず問題になってくると思うのです。そうすると、ああいう介護施設そのものに対しても、障害者の施設にしても、今度は助けてくれる支援員さんが非常に少なくなると思うのです。その辺の意見を聞いてもらって、それなりにこの先の計画を立てることが必要ではないかと私自身は思います。 できることであれば、支援員さんのアンケートを取って、どのようにしたらいいのか、また、障害者の人たちの意見も聞いて、どのようにしたらいいのかということがこれからの支援につなげていくのではないかと私は思うのですが、できることであれば、その辺のところもお願いし

	たいということが私の本日の意見でございます。以上です。
相川委員長	ありがとうございます。今のアンケートは、既にアンケートを取ったばかりのところもありますけれども、今回のアンケートの中身に新たにもう少し盛り込んでもらいたい項目があれば、次期の計画策定に生かしていただくということもあるのかなと思いました。ありがとうございます。 他には。
井上委員	やはり、これからは人が少なくなってくるということ、そんなにたくさんじゃないです。人が少なくなってくるというだけで、今までは8までやってくれていたことが5になってしまうかもわからない。そのときの子どもの生きるすべは、親としては力をつけてあげたいと思います。 皆さんが皆さん、年がいったら世話人さんになってくれるかという、そんなことはないと思います。やはり大切な残りの人生を生きていきたいと思いますから。
相川委員長	ありがとうございます。親の力をつけるのは誰なのかと。ずっと植村委員は見つめられて、言われていますが、実は大学のゼミ生が特別支援学校に学びに行きたいということで伺いましたが、子どもの数がこんなに減っている現状の中で、今、特別支援学校は、定員の倍受け入れていて、多分マンパワーはそれこそ不足して、教室も不足している状況でした。私たちは調理実習室でお話を伺うという実情。それでもすごく丁寧に。でも、それは上尾特別支援学校だけでなく、全国的に満杯状態だということも本当に驚いております。どこも人が少ないという状況の中で、私は一億総ピアサポートだと思っています。 ありがとうございます。他に付け加えたい方はいらっしゃいますか。非常に皆さんの熱い思いがいっぱい出てきましたけれども、よろしいでしょうか。 そうしましたら、事務局の方からはよろしいですか。たくさんご意見いただきました。
事務局	ありがとうございました。皆様の貴重なご意見は今後に生かすべく、事務局でも検討していきます。また、アンケートの方についても、計画のためのアンケートとは別に取れる機会があったらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
相川委員長	ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。議題（４）は、これで終わりにさせていただきます。皆様のご意見、本当にありがとうございました。 そうしましたら、最後、５番目のその他に移らせていただきます。事務局よりよろしくお願いいたします。 <その他>
事務局	（連絡事項）

相川委員長	ありがとうございます。今の件で何かご質問や確認することはございますでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、委員の皆さんから何か議事やその他の連絡事項はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、これで私の議長の任を解かせていただきます。ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。
事務局	相川委員長、スムーズな議事進行をありがとうございました。それでは、閉会の挨拶を高橋副委員長よりお願いいたします。 <閉会>